

福島県教育委員会平成28年12月定例会会議抄録

1 開催日時	平成28年12月16日（金） 午後1時30分より
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席委員	1番 蜂須賀禮子委員、2番 岩本光正委員、3番 高橋金一委員、4番 小野栄重委員、5番 浅川なおみ委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から12月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、小野委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、高野主査が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号は、一般職員の平成28年給与改定に準じ、技能労務職員について給料表等の改正を行うもの。</p> <p>議案第2号は、福島県立美術館運営協議会委員の任期満了による辞職に伴い、新たな委員の委嘱を行なうもの</p> <p>報告第1号は、福島県学校教育審議会から出される中間まとめの内容について報告するもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>報告第2号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。 報告第3号は、懲戒免職処分取消請求訴訟の控訴審判決の内容について報告するもの。</p> <p>ここで教育長から、本日の審議事項のうち議案第1号及び報告第1号を除く議案等について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく非公開と決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（議案第1号）について、職員課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 報告事項 報告第1号</p>	<p>福島県学校教育審議会の中間まとめ（報告第1号）について、高校教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>浅川委員：色々と自分で調べてみても分からなかったのだが、「ルーブリック評価」とは、どのような評価方法のことを指すのか。</p> <p>高校教育課長：アクティブ・ラーニングを取り入れている、例えば、ふたば未来学園高校などにおいても実施されているのだが、先生方が評価の基準について話し合い、「コミュニケーション能力」という項目があれば、自分の意見をきちんと述べるのが第1段階で、きちんと自分の意見をまとめて他者に伝えられるのが第2段階というように、これに関してあらかじめ5段階程度を設定しておく。</p>

そして、最初と一年後に生徒自身に自己評価をさせて、その次の段階に進むためには、どのようにしたら良いのかを考えさせて、その課題解決能力を育成していくという方法のことを指す。

浅川委員：課題は生徒一人一人が違うため、それぞれの自分なりの伸び率をはかっていくということになるのか。

高校教育課長：そのとおりである。

小野委員：この前、いわきで教育フォーラムが行われ、そこでの生徒たちの発表がすばらしかったと思うが、あれだけの資質のある子どもたちが生まれてきた背景としては、学校という「ハコ物」だけの教育ではなく、そこからある程度飛び出した教育も行われてきたことの一つの成果でもあると思われる。

そしてこのような、教科ごとの教育ではなく、各教科の壁を飛び越えた、いわゆる「学際的な」教育も、2020年の大学入試制度改革などに対応していくためには必要だと思われるが、今後、どのようにしていくのか。

10年後の未来の見える人が、今、どのくらいいるのか？ということだと思うが、募集定員の比率をいまだに「6：3：1」に固定している点に関しても、アクティブ・ラーニングに対応するためには、何となく不満を感じる。

各教科の壁を超えた教育を行っていくためには、もう少し「総合学科」の比率を加速度的に大きくしていく必要があり、比率「1」のままでは小さすぎると思う。

これでは、「ふくしまならではの教育」を行えないと思うし、いずれにせよ、頭の良い子だけを評価する「偏差値教育」では、もはや限界に来ていると思う。

また、「イノベーション」という言葉が出てきたが、これは、産業界だけで使うべき言葉ではない。

「イノベーションコースト構想」があるから学校で対応するというのではなくて、本来、教育そのものに「イノベーション」が必要なのであり、そこを勘違いしているのではないのかと思う。

現在、この「普通科」から事務系の職員が大量に生み出されているが、少なくとも事務系の職員は10年後には完全に「人工知能」に置き換えられてしまうことを考えると、「普通科」の学校では失業者を作り出していることになってしまう。

このため、もっと10年先を見据えた学科、「学際的な」教科の構築を考えていくべきであり、そのキーワードはまさに「イノベーション」、「革新」と「創造」だと思う。

また、「人材」という重要な意味も持っているため、今後は、それを産業界だけでなく、教育の現場にももっと応用していくべきである。

先日の教育フォーラムでも見られたような人材が、どんどん生まれていってほしいと思うし、そのためにも、産業界とのつながりをもっと大切にしてもらいたい。

高校教育課長：世の中のあり方を構造的に捉え、「構造の大転換」を予測して、やはり、新たな構造もありなのだということ、イノベーションの心を常に念頭に置き、多角的な視野を物事の考え方の中に取り込めるようにしていきたい。

かといって、新しいことだけではなく、昔の古典的なこともしっかりと学べるような教育環境を各学校での具体的な授業の中で実践していきたい。

具体的には、現在、ふたば未来学園で行われている教育の良い点などを、どのように他校の先生方にも伝えていくのかなど、子どもたちが自分でものを考えて、解のない課題を解決していけるような力を育むことができるような教育方法について、今後、良く考えていきたい。

蜂須賀委員：今、話されていたことは、主に高校でのことだと思うが、このようなこと、つまり方向性であるとか目的意識といったものについて、小中学生の頃からしっかりと植え付けていくべきだと思う。

高校に入ってから急にこのような立派なことをされても、体が追い付いていかないのではないのかと思う。

今の小中学生に「将来、大人になったら何になりたい？」と聞いても、答えられない子どもが多く、今の子どもには夢がないと最近よく言われるが、将来、自分が何をやりたいのか、という点についても、小中学校のうちからきちんと考えられるような教育をしていただきたい。

私たちが子どもの頃は、みんな何かしら将来やりたかったことがあったかと思われるが、今の子どもたちは、「何でも良い」と言うようである。

大きくなって、高校に入ってから急にこのような立派なことをやるように言われても、体が追い付いていかないと思う。

高校にはこのような「学校教育審議会」という組織もあるので、できるのだとは思いますが、やはり、中高一貫教育ではないが、教育の方針や考え方といったものも、小学校から高校まで一貫していた方が良いと思う。

義務教育課長：本当にそのとおりであり、やはり高校だけで教育するのではなく、子どもたちは、小中学校を経てから高校に行くわけであるため、そのへんのつなぎの部分は非常に重要であると考えている。

先ほど「夢を持って」という話があったが、やはり小学校の段階から、私自身はキャリア教育が良いと思うが、自分の良いところや、自分で自信を持てるようなところを、それは途中で変わっても良いと思うので、自分自身で努力していけるような、そこをきちんと伸ばしていけるような教育が必要だと思う。

先ほど高校教育課長から説明のあった「アクティブ・ラーニング」というものも実は高校だけではなく、小学校や中学校でも要求されるものであり、そのような点にも十分意識した教育を行っていきたい。

岩本委員：中高一貫教育という部分が、どうしても注目されがちであり、また、小学生自身も、まだ将来への実感がないために、可能かどうかは分からないが、例えば、高校の先生が小学校に行って出前授業をやるとか、あるいは、小中高の各先生が、お互いにもう少し交流を図るようにしてみてもどうか。

一部の特別な例を除き、多くの方は、同じ地域の中で小中高と上がっていくことから、各地域の特色を生かすということであれば、各地域ごとに小学校から高校までの先生方が、もっと緊密に連携して、学力の向上などにも取り組んだ方が良いのではないのかと思うが、どうか。

特に、実業系の先生なら、子どもたちの興味を引く授業なども行いやすく、将来やってみたいことの発見に対しても、手助けしやすいと思われるが。

小中学校は、市町村の管轄ということで、そのようなことをやっているところもあるようだが、小中学校と高校の間でも、もっとそのような交流をやった方が良いのではないのか。

高校教育課長：現在、各地区において、職業系の高校と地元の小中学校が、「学びのコラボ」という事業を行っているところである。

いわき地区でいうと、勿来工業高校の生徒と、勿来の関田地区にある小中学校の子どもたちが、ともに学び合うというものであり、この他に会津地区などでも行われており、各地区ごとにコラボが行われているところである。

具体的には、農業系の高校の生徒たちが、地元の小中学校の子どもたちと一緒に、今の季節だとシクラメンの花を街中で販売するなどしている。

教 育 長：この手の事業は非常に評判が良く、もっとやってほしいという声を私自身も良く聞くところである。

今日は健康教育課長が出席していないため、その代わりに私が話すが、私自身、この前、二本松市内の小学校に食育の授業で行かせていただいたが、いわき海星高校の商業実習船がハワイ沖で捕ってきたマグロを、地元の小学校に提供して、その給食に出してもらい、みんなでおいしく食べるというイベントに参加してきたところである。

ハワイ沖まで行って捕ってきてくれた人たち、そして、実際に調理してくれた人たちに感謝して、また、生きている魚の命もいただいて私たちは生きているのだということをかみしめながら、みんなでおいしくいただいたところである。



海のないこの二本松地区で、その場で「マグロの解体ショー」などもあり、さらに、捕ってきてくれた高校生のおにいさんたちのスライドも交えた説明を聞くこともできて、非常に良い取組だと思った。まだ完全な大人ではなく、自分たちにより近い高校生のお兄さん、お姉さんたちの実際の体験談も聞けたため、子どもたちにとっても非常に良い刺激になったものと思われる。

予算や人手のことを考えると、一定の制限はあるかと思われるが、今後も是非、続けていき、できれば増やしていきたいと思う。

高橋委員：最後の基本方針のところ「望ましい学校の規模を1学年4学級以上とする」との記載があるが、「1学年4学級以上」とすることの個別・具体的なエビデンス、科学的な根拠は、何かあるのか。

また、そのような原則をきちんと明示しておいてから、さらに、過疎中山間地域においては、「一定の例外」もある旨を併記しておくことは、良いことだと思う。

小規模校には小規模校の良さがあるため、是非、小規模校については、このような例外規定を作り、残していってほしい。

もう一点、各教科の壁を越えた学習機会の確保については、私自身も是非必要であると思うが、前に大学の教育論の授業で聞いたところでは、ギリシャ時代までさかのぼると、自然科学や哲学などの各学問は融合されており、学問同士の間には壁はなかったようである。

そのような、各教科を横断的に見て、総合的な理解を図るような学習の方法は、現代においても必要なものと思われる。

具体的に、今の高校の授業では、例えば「タレス」などは、自然科学や哲学の他に、世界史でも出てくるようだが、各教科ごとに無味乾燥な情報を断片的に、ぶつ切りで身に付けていくよりも、歴史上の特定のある人物や事件などに着目し、科目横断的に学んだ方が、ずっと頭に入ってくるのではないのか。

「アクティブ・ラーニング」の観点からも、その方が良いのではないかと思うが、そのような工夫もしながら、やっていってほしいと思う。

高校教育課長：具体的な例を挙げて説明すると、1学年4学級以上の学校での教諭等の数は30名が基準となっており、1学年4クラスなので、3学年で12クラス、正担任と副担任が1クラスに2人ずつなので合計24人となり、最低24人は必要なのだが、部活動等や校務分掌においても、余裕が出てくることになる。

1学年3クラスの場合の教諭等の基準数は24人となり、余裕となる数に大きな差はないが、1学年を4クラス以上にすると、1学年を3クラス以下にする場合と比べて、学年単位での社会性を育む活動の展開や、地歴公民や理科で専門教員を配置できるという利点がある。

高橋委員：そうすると、教員配置の定数の関係で、学校司書が一人増えるとか有利となるように決まっているだけということであり、何らかの個別の実証データによるものではないということか。

高校教育課長：今、実証的に、4学級の学校では教師数はこのくらいあって、3学級の学校ではこのくらいあってというような具体的な数を示して、3学級の場合と4学級の場合とで具体的にどのような違いがあるのかを説明したところである。

例えば、4クラス以上の学校には、必ず学校司書が1名配置されることになっており、3クラス以下の学校には、学校司書の定数はないこととされている。

福島県の場合、現在、1学年2クラスの学校にも学校司書を入れてもらっており、非常に助かっているところではあるが。

現在でも多くの学校の図書館では、本の裏に「図書貸出カード」が付いており、このカードに記録されている名前を見ることで、「あの英語が得意な先輩は、このような本を読んでいるのだな」など、自然に読書の意欲が喚起されることもある。

より読書活動を推進したり、図書館の環境整備を進めたりする面でも、学校司書が配置される1学年4クラス以上が望ましいと言える。

教 育 長：高橋委員からの最初の質問、教科横断的な学習も必要なのではないのかという点について、何か答えられることはあるか。

教 育 次 長：高校の学習指導要領も、現在、改訂作業に入っているところであり、その中では、各教科のところに「探究」という新しい科目が出てきている。

例えば、社会科関係で言えば、これまでの地理と歴史を融合させたような内容や、さらに、これまでよりも、もっと深い内容を扱う予定と聞いている。

また、現在、公民科の中で現代社会という科目があるが、「公共」という社会生活を営む上で最低限必要な事項を教える教科も新設される見込みである。

教科横断的な学びというものについては、今後、本県全体においても、また、各学校現場においても、実態に応じた様々な工夫が必要になるものと思われ、非常に大事なことだと思われる。

このため、これらの国の動向も踏まえつつ、また、先ほどの「改革の視点」の5ページ目にもあった「(4) 社会の変化に対応できる資質や能力の育成に向けた取組の推進」に記載されている各視点にも留意しつつ、県教育委員会としても、適切な指導を各学校に対して行っていきたい。

この先10年後の社会情勢がどうなっているのかという点については、現時点では本当に分からないところであるが、そのように大きく変わる社会情勢にも適切に対応していけるような人材を社会に提供していけるようにするためにも、今後は、我々としてもその考え方を大きく変えていく必要がある。

これまでの国語や数学といった教科ごとの学習だけではダメだろうということをお我々自身も感じているところであるし、また、国も同じような視点から、先ほどの教科書の改訂作業を行っているところである。

今後、具体的にどのようにやっていけるのかについては、県教育委員会としてもしっかりと考えていかなければならないものと考えている。

浅川委員：4ページ目「6 東日本大震災以降の子ども達の状況や復興・再生に向けた動き」のところに関してだが、福島県の場合、原発事故の影響もあるため、子どもたちの被災の状況も、他県とは大きく異なると思う。

そのような事情を踏まえて、これまでにも、子どもたちへの学習支援や心のケアなどの面でも、様々な施策が講じられてきたのだと思うが、最近の報道を見ると、避難している児童や生徒へのいじめの問題が、頻繁に取りざたされており、非常に不安に感じているところである。

この点に関して、福島県の教育委員会としては、国や他県に対して、これまでどのような要請等を行ってきたのか。

義務教育課長：本日、先ほど同じような質問を県議会の常任委員会でもちゅうだいしたところであるが、最近では横浜市の事件や新潟市の事件などが、取りざたされており、我々としても、大変心を痛めているところである。

まず、横浜市でいじめの事案が発覚した際に、我々もすぐに、横浜市への確認や国への要望などの対応をしている。

ちょうど、文部科学省の方で、生徒指導を担当する指導主事を対象とした会議を開催するところであったため、その場で、同省の担当課長の方から「避難している児童生徒への対応をしっかりとやるように」との指示をしていただくとともに、その翌日には同省から、震災直後の平成23年度に発出された3通の関係通知を、再度発出していただいている。

今回の事態の発生を予見していたかのような、避難している児童生徒たちの心のケアや、いじめの防止などを求める通知である。

そして我々としても、その後、すべての都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対し、「(今回の事案を受けて、)本県から避難している児童生徒たちの心のケアに是非御協力いただきたい。また、福島県でも、何かあったときには、24時間いつでも電話できる相談窓口を開設していることから、万一、このようないじめ等の事案が判明した場合には、この窓口に御連絡いただきたい」旨の文書を発出している。

そして、まさに本日、文部科学省の方から、新たな通知が発出されたところであるが、その中では、「全国の学校において、今回の東日本大震災と原発事故で避難している子どもたちに関して、個別に話を聞くこと。」

また、「そこで、いじめなど何か困っていることがあれば、これに対してしっかりとした対応をすること。」

さらに、「子どもたちは避難している中で様々なことを抱えているため、そうした子どもたちに寄り添った対応をすること。」

併せて、「放射線に関する教育について、より一層充実させること。」などが求められており、最後に、「文部科学省の相談窓口」及び「本県の相談窓口」の連絡先が記載されている。国と県で連携してそれぞれ通知を出すことにより、双方の相談窓口の周知徹底を図ったところである。

浅川委員：平成23年度にも、同じような内容の通知が、文部科学省から出されていたとのことだが、それでも今回のような事件が起きるということは、他県では、この通知について、あまり良く見ていないということか。

他の県では、この通知について、どのレベルまで周知しているのか、末端の先生たちまで、きちんと周知しているのか。

また、電話による相談窓口がある点や、最近では、街中に公衆電話がないが、実際の電話のかけ方について、どの程度まで周知しているのか、現在、実際に避難している子どもたちや、その保護者などは、全員知っているのか。

さらに、その通話料については、有料か、又は、無料か。

義務教育課長：まず、電話相談における通話料については、フリーダイヤルとなっており、日本中どこからかけても無料である。

また、相談窓口の周知については、知事部局の避難者支援課と連携を取っており、同課において、定期的に避難者全員に通知を出しているのだが、その際に、併せて県教育委員会のいじめ等の相談窓口に関する情報についても、教育長のメッセージとともに送付させてもらっているので、現在、避難中の児童生徒及びその保護者全員に、間違いなく届いているものと考えている。

このような情報が、すぐに届いているのかという点については、避難者支援課の方で、受領後、速やかに配付してくれているものと考えている。

その一方で、先ほども説明したとおり、他の都道府県や政令指定都市の教育委員会を通して、学校のルートでも相談窓口に関する情報を提供しており、その周知を徹底しているところである。

また、「平成23年度にも通知を出しているのに」という話が、先ほどあったが、実は、大人こそが、そうした偏見を持っていたり、又は、放射線に関する知識が不足したりしているのではないのかと思われる。

そのような大人が語っていることが、子どもにも影響して、今回のような事案が発生しているのではないのかとも思われる。

このため、本県で今取り組んでいる放射線教育の中身についても、全国に向けて発信していったり、又は、文部科学省に対して、放射線教育について学習指導要領に記載するよう、求めていきたい。

これにより、すべての国民が、放射線に関する基礎的な知識をきちんと持ち、非科学的な偏見等が完全に払拭されるような社会環境を、できるだけ早期に確立させていきたいと考えている。

蜂須賀委員：通知の仕方についてだが、各町村を通しては配布していないか。

相談先等は、県の方からのお知らせにしか、載せていないのか。

町からのお知らせには、まったく載せていないのか。

義務教育課長：「自主避難者」にも配布する必要があるため、現在、町を通してという形では、配布していない。

町の方では、実際に避難者が避難しているところで配っているところもあれば、そうではないところもあるため、また、避難者支援課を通して配れば、全国の避難している家庭、その子どもたち全員に確実に配布することができるため、先ほども説明したとおり、同課を経由したルートで配っている。

蜂須賀委員：今の説明において、「自主避難者」ばかりではなく、私たちのような一般の町民にも来るということで良いか。

義務教育課長：そのとおりである。

浅川委員：そのフリーダイヤルの窓口というのは、いつ頃から開設されているのか。

義務教育課長：県内でかなり前から使われていたものである。

県内にいる子どもたちにとっては、もともと分かっていたものだが、今回の事案を受けて、改めて、県外にいる子どもたちにも周知を図り、その利用を促進しようとするものである。



<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(10) 議 案 審 議 議 案 第 2 号</p>	<p>教 育 長：その他に、質問事項等はないか。</p> <p>教育総務課長：今回、高校教育課長より説明させていただいた「中間まとめ」については、本年5月の県教育委員会からの諮問を受けて、県学校教育審議会の方でまとめたものであり、これまでに各3回、審議会と部会で審議した上で取りまとめたものである。</p> <p>参考までに、この審議会の会長は、福島大学の小沢副学長である。</p> <p>今後、年明け早々に、県内7ヵ所で公聴会を開催し、保護者などを含む一般県民の皆さんからも意見をいただいた後に、来年の夏頃に、この県教育委員会に対する答申という形でまとめる予定である。</p> <p>ここで教育長から、暫時休議とする旨の発言があり、休議に入る。</p> <p>なお、これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>午後4時44分、教育長より審議を再開する旨が告げられた。</p> <p>教育長が、平成28年11月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なく、これを承認することに決定された。</p> <p>福島県立美術館運営協議会委員の委嘱（議案第2号）について、社会教育課長より説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
---	---

<p>(11) 報 告 事 項 報 告 第 2 号</p> <p>報 告 第 3 号</p> <p>(12) 次 回 の 日 程</p> <p>(13) 閉 会</p>	<p>教職員に対する訓告処分等の内容（報告第2号）につき、職員課長より説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>懲戒免職処分取消請求訴訟の控訴審判決の内容（報告第3号）につき、職員課長より説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>次回の定例会について教育総務課長から、平成29年1月20日（金）午後1時30分より開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>午後5時7分、教育長から閉会が告げられた。</p>
<p>上記の記録が正確であることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成29年1月20日</p>	